

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年8月26日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁業 者の数
水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
あわび漁業 （あわび潜水 器漁業（繁殖 期あわび漁業 を除く。）及び 繁殖期あわび 漁業を除く。）	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	11 月 1 日 か ら 2 月 末 日 まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一 種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者 から操業の同意を得ている者	定めなし
あわび潜水器 漁業（繁殖期 あわび漁業を 除く。）	あわび	潜水器	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	11 月 1 日 か ら 2 月 末 日 まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一 種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間

随時

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年11月1日（令和8年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび漁業（あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）及び繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年8月26日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁業 者の数
水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
あ わ び 漁 業 （あわび潜水 器漁業（繁殖 期あわび漁業 を除く。）及び 繁殖期あわび 漁業を除く。）	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第 15 号に隣接する漁業権が設定 されていない海域	11 月 1 日 か 2 月 末 日 まで	—	—	久慈市に住所を有する者	13
			第一種共同漁業一共第 103 号に隣接する漁業権が設定 されていない海域				下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	63
			第一種共同漁業一共第 105 号に隣接する漁業権が設定 されていない海域				宮古市に住所を有する者	44
			第一種共同漁業一共第 106 号に隣接する漁業権が設定 されていない海域					90
			第一種共同漁業一共第 306 号に隣接する漁業権が設定 されていない海域				大船渡市に住所を有する者	58

(2) 許可を申請すべき期間

令和8年9月2日から令和8年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年11月1日（令和8年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。